

2018年8月27日

徳島大学病院長
各診療科（部）長
各部・センター長
看護部長
各病棟看護師長 各位

徳島大学教職員労働組合

病院職員への適切な年休付与について

組合では、毎月のように、医師や看護師をはじめ、多くの病院職員の方から、「年休が自由に取得できない・取得させてもらえない」という訴えを受けております。病院の勤務状態に余裕がないことは承知しておりますが、「日常的に業務が忙しい」や「慢性的な人手不足」といった理由では、申し出のあった年休の取得を拒否することはできません。また、国の「働き方改革法」により、来年度より「年間5日以上年休付与」が義務付けられ、違反した場合には罰則が設けられました。こうした点に鑑みて、下記の件、ご留意のうえ、適切な年休付与を行うよう、求めます。

記

- 年休取得は労働者の基本的な権利です。その取得に理由
は不要です。
- 「多忙」や「人手不足」など、恒常的な事情を理由とし
て年休取得を拒否することはできません。
- 2019年度より、年間5日以上の年休を取得させることが
義務付けられます。違反した場合には罰金が科されます。

以上